

定期検査対象建築物及び対象建築設備

項目	(い)用途(注1)	(ろ)用途に供する部分(注2)の規模又は階	(は)定期報告を必要とする建築設備
一	劇場・映画館・演芸場	次のいずれかに該当するもの(次項以下同じ) (1) A > 200m ² (2) 主階が1階以外の階にあり、かつ1階以外の階のA > 100m ²	1 機械換気設備 (1) 無窓居室に設けられた機械換気設備、中央管理方式の空調和設備又は国土交通大臣の認定を受けた換気設備(法第28条第2項ただし書の換気設備) (2) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場に設けられた機械換気設備、中央管理方式の空調和設備又は国土交通大臣の認定を受けた換気設備(法第28条第3項) (3) 火気使用室に設けられた機械換気設備(法第28条第3項)。ただし、共同住宅の住戸内の機械換気設備は除く。 2 機械排煙設備 (1) 法第35条に基づいた機械排煙設備(吸引式及び給気式)が対象となる。 (2) 特別避難階段の付室に設けられた機械排煙設備は、昭和44年5月1日以降建築確認を取得したのもも対象となる。 3 非常用の照明装置 法第35条に基づいて設置された非常用の照明装置が対象となる。 4 給水設備及び排水設備 給水タンク、貯水タンク又は排水槽のいずれかを有する建築物に設けられた設備
二	観覧場(屋外観覧席のものを除く)・公会堂・集会場	(1) A > 200m ² (平家建ての集会場の場合は客席及び集会室がA 400m ²) (2) F 3	
三	旅館・ホテル	(1) A > 300m ² (平家建ての場合はA 500m ²) (2) F 3	
四	百貨店・マーケット・勝馬投票券発売所・場外車券売場・物品販売業を営む店舗	(1) A > 500m ² (2) F 3	
五	病院・診療所(患者の収容施設があるものに限る)・児童福祉施設等	(1) A > 300m ² (平家建ての場合はA 500m ²) (2) F 3	
六	学校・体育館	(1) A > 2,000m ² (2) F 3	
七	博物館・美術館・図書館・ボーリング場・スキー場・スケート場・水泳場・スポーツの練習場	(1) A > 2,000m ² (2) F 3	
八	展示場・キャバレー・カフェ・ナイトクラブ・バー・ダンスホール・遊技場・公衆浴場・待合・料理店・飲食店	(1) A > 500m ² (2) F 3 (3) 地階にあるもの	
九	共同住宅・下宿・寄宿舎	(1) A > 1,000m ² かつF 5	
十	九の用途と一から八までの用途の1以上を併せるもの	(1) A > 1,000m ² かつF 5	
十一	事務所・これに類するもの(地上5階以上、かつ、延べ面積が2,000m ² を超える建築物)	(1) A > 1,000m ² かつF 3	
十二	一から八までの用途の2以上を併せるもの(複合用途建築物)	(1) A > 500m ² (2) F 3	
十三	上記の用途のいずれかを有する地下街	(1) A > 1,500m ²	

- * 「A」は、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
- * 「F 3」「F 5」又は「地階」とは、それぞれ3階以上、5階以上又は地階の階でその用途に供する部分の床面積の合計が100m²を超えるものをいいます。
- * 「主階」とは、専ら観客席のある階をいいます。
- * この表の「九」及び「十」の項に掲げる用途のうち、共同住宅の住戸に係る部分は、定期報告の対象から除かれる。従って、共同住宅の住戸内にある換気設備及び給排水関係の検査は必要ありません。

注1：建築物の「用途」は、建築基準法、同施行令、東京都建築安全条例等に明確に定義されていないので、社会通念上、他法令等の定義等を参考に実質的な用途とします。

注2：「用途に供する部分」とは、原則として主たる用途に供する部分、これに付属する部分とします。なお、複合用途の建築物では、原則として専用部分の面積を合計して対象建築物となるかどうかを判断します。

(例) 物品販売業を営む店舗：売場、店舗用倉庫、管理事務所、喫煙所、便所等